

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、サイバーセキュリティ統括官を設置し、情報流通行政局の所掌事務を変更するとともに、大臣官房に政策立案総括審議官を設置する等の改正を行う。

2. 主な改正事項

- (1) サイバーセキュリティ統括官の設置及び情報流通行政局の所掌事務の変更並びにサイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官の設置（総務省組織令第2条、第10条、第11条及び第15条の改正並びに第120条の新設）

サイバーセキュリティ統括官（1人）を設置し、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括等を情報流通行政局からサイバーセキュリティ統括官に移管するとともに、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官（3人）を設置する。

- (2) 政策立案総括審議官の設置（総務省組織令第18条の改正）

大臣官房に政策立案総括審議官（1人）を設置する。

※ 政策立案総括審議官の設置については、内閣府及び10省2庁1委員会で同様の組織令改正を実施済又は実施予定。このほか、人事院及び1省1庁2委員会で政策立案参事官を設置する組織令改正を実施済又は実施予定。

- (3) 大臣官房審議官の増員（1人）（総務省組織令第18条の改正）

大臣官房審議官を増員（1人）し、サイバーセキュリティ分野を含むICT技術に関しハイレベルで対応する関係事務等を担わせることとする。

- (4) 国際戦略局総務課の設置（総務省組織令第67条及び第68条の改正並びに第72条の新設）

国際戦略局の体制強化を図るため、国際戦略局に総務課を設置し、国際政策課の所掌事務の変更を行う。

※ 上記に併せて、

- ・ 政策統括官の減員（1人）（第2条及び第14条の改正）
- ・ 政策評価審議官の廃止（第18条の改正）
- ・ 行政評価局評価監視官の減員（1人）（第40条の改正）
- ・ 国際戦略局参事官（1人）の廃止（第67条の改正及び第74条の削除）

- ・情報流通行政局サイバーセキュリティ課の廃止（第 75 条の改正及び第 80 条の削除）
- ・情報流通行政局参事官の減員（1 人）（第 75 条及び第 86 条の改正）等を行う。

3. スケジュール（予定）

閣 議：平成 30 年 7 月 10 日

施行期日：平成 30 年 7 月 20 日